平成２９年（フ）第１６８６号
神奈川県大和市南林間１丁目13番21号　ＡＰＰＬＥＣＯＵＲＴ南林間407号
債務者　川中　歩文
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７４号
神奈川県藤沢市天神町２丁目19番地の10　天神荘６号室
債務者　小野寺政夫
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３８号
横浜市鶴見区生麦３丁目６番10号　パストラル横浜Ⅱ401
債務者　羽柴　俊治
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２３号
横浜市鶴見区仲通２丁目68番地30　クリオ鶴見伍番館203
債務者　伊藤　廣雄
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５６４号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目572番地１　サニーコート宮原803号
破産者　高橋　誠一
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
埼玉県上尾市小泉１丁目８番地７　上尾昭和ビル303
破産者　高橋　伸好
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
埼玉県上尾市小泉１丁目８番地７　上尾昭和ビル303
破産者　高橋　愛子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６８号
埼玉県戸田市川岸２丁目３番１―203号
破産者　敦賀　隆樹
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
埼玉県草加市瀬崎１－６－５－301、住民票上の住所埼玉県草加市吉町５丁目６番47号
破産者　松井美代子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５１号
千葉県長生郡長柄町味庄75番地　味庄団地Ｌ棟１号
破産者　田中　四郎
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台２丁目32番地12リシェル103、旧住所埼玉県新座市大和田５丁目10番３号　ラ・パレット202号室
破産者　加藤未来雄
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
さいたま市見沼区大字小深作565番地70　翠ハイツ103、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1245番地１
破産者　諏訪邉容子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
沖縄県沖縄市上地３丁目23番30号　コーポ樹苑505
破産者　長浜加奈子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４３号
沖縄県中頭郡西原町字棚原91番地（フィールドラック202号）
破産者　白附　　茂
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目59番24号、開始決定時の住所沖縄県沖縄市比屋根２丁目13番28号
破産者　パリのパン屋さんボンジュール及びリキャール・ド・パリこと　儀間　章次
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２７９号
仙台市青葉区愛子東５丁目21番30号
破産者　高橋　正昭
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
宮城県石巻市桃生町城内字舘下３番地２、前住所宮城県東松島市矢本字大溜175番地８
破産者　加藤　沙織（旧姓一関）
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係